

第1回
機能性表示食品制度における
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会
議 事 録

第 1 回
機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会
議 事 次 第

日 時 平成28年 1 月22日（金） 15：00～16：55
場 所 三田共用会議所 大会議室

1. 開 会
2. 板東長官挨拶
3. 検討会の設置について
4. 機能性表示食品制度の概要と現状
5. 今後の検討事項等及び進め方について
6. その他
7. 閉 会

○川口次長 まだおそろいになっていない方もいらっしゃると思いますが、定刻になりましたので、ただいまから第1回「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催いたしたいと思います。

私は消費者庁で次長をしております、川口でございます。

委員の先生方を御紹介するまでの間、私が進行を務めさせていただきたいと思います。

初めに消費者庁長官、板東より御挨拶申し上げます。

○板東長官 皆様、本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、委員をお引き受けいただきまして、本当に感謝を申し上げたいと存じます。

御承知のように、この検討会のテーマとしております、機能性表示食品制度につきましては、昨年4月にスタートした制度でございますけれども、事業者の責任において、安全性・機能性について、しっかりとした科学的根拠に基づき届出をしていただく、そして、その情報を国民に対して積極的に開示をしていく、問題があった場合には、事後的なチェックのもとに動いていくという、新しい制度としてスタートしたわけでございます。

この制度の基本となります考え方につきましては、平成26年7月に取りまとめられました「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」における検討結果に基づいているわけでございますけれども、その検討会におきましても、積み残された課題が幾つかあるわけでございます。

その1つといたしましては、機能性関与成分におきます、例えば栄養成分の取り扱いなどの問題、また、機能性関与成分が明確でないものの取り扱いの問題といった、対象範囲の問題などの課題が積み残されているということでございます。そして、この問題については、早期に検討を開始すべきであるということは、昨年3月につくられました、消費者基本計画の中にも盛り込まれているところでございます。

また、4月から制度がスタートいたしまして、1年近くなってくるわけでございますけれども、その間に事業者、消費者の方々から、さまざまな運用上の問題についても御指摘をいただいております。逐次改善をしながら、この制度をいいものにしていこうということで、取り組んでいるところでございますけれども、そういった点も含めまして、まさにこの制度は、スタートしたときの形で最終形ということではなく、改善、検討を加えながらつくり上げていく、進化をさせていく制度であると思っているところでございます。

そういう観点から、このたび、先ほど申しました、積み残しになっている課題についての検討を中心といたしまして、学識経験者や消費者関係団体、事業者関係団体の皆様にお集まりいただきまして、この検討会でしっかりした検討を行っていただくということで、開催をさせていただくこととしたものでございます。

あわせて、先ほど申しました、運用を始めてからのさまざまな課題についても、御指摘をいただきながら、我々としても、改善をしていきたいと思っているところでございます。

この検討会のスケジュールといたしましては、秋を目途に取りまとめができればと考え

ているところでございます。

今回、座長は寺本先生にお引き受けいただいておりますが、寺本先生のもと、皆様に闊達な御議論をいただきまして、忌憚のない御意見をいただきまして、いい形で検討、制度の改善を進めていければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○川口次長 本検討会の座長でございますが、資料1の開催要領の第4の(2)に基づきまして、消費者長官より、あらかじめ帝京大学臨床研究センターのセンター長でいらっしゃいます、寺本先生をお願いしているところでございます。

最初に寺本座長より一言御挨拶いただければ、幸いです。

○寺本座長 ただいま御紹介賜りました、帝京大学の寺本でございます。

今、板東長官がおっしゃったように、機能性表示食品というのは、昨年からは始まっているわけですが、その前の検討会におきましても、私どもも検討会の中に入りまして、いろいろとお話をさせていただきまして、お話がございましたように、幾つか積み残しがありながらも、昨年4月から始まっているということでございます。

私どもの基本的な考え方としては、いわゆる健康食品という中から、いろいろとエビデンスのわかっているものを明確化していく、それが国民に対して、ある程度の情報が供与されるという形で、機能性表示食品というのは、非常に重要な1つの位置づけになるだろうと考えております。逆に言うと、果たして健康食品とは何なのかということも、あわせて考えながら、機能性表示食品というのが、どういう位置づけになるのか。逆に言えば、特定保健用食品の場合も、基本的にはそういうことも考えながら、枠組みを決めていくことが必要だろうと思っております。

今回、私に与えられた命題は、何といたっても、機能性表示食品の中で、この前、お話があった中の積み残しの部分ということでございますので、その部分を皆さんと議論した上で、それをまとめていきたいと思っております。少しタイトなスケジュールなのかもしれませんが、詰めた御議論をしていただいて、まとめていきたいと思っておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○川口次長 ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料1の3枚目に委員名簿がございますので、お名前のみ、順次、御紹介をさせていただきます。

赤松委員でいらっしゃいます。

上原委員でいらっしゃいます。

梅垣委員でいらっしゃいます。

合田委員でいらっしゃいます。

河野委員でいらっしゃいます。

迫委員でいらっしゃいます。

佐々木委員は、もう少しで御到着とお伺いしております。

澤木委員でいらっしゃいます。

関口委員でいらっしゃいます。

この後、名簿では、田口義明名古屋経済大学教授が載っておりますけれども、本日は御欠席ということで、御連絡をいただいております。

戸部委員でいらっしゃいます。

宮島委員でいらっしゃいます。

宗像委員でいらっしゃいます。

森田委員でいらっしゃいます。

山本委員でいらっしゃいます。

吉田委員でいらっしゃいます。

この検討会は、17名の委員で構成されております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、消費者庁からの出席者でございますが、先ほど御挨拶いたしました、長官の板東でございます。

私、次長の川口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

審議官の吉井でございます。

担当いたします、食品表示企画課長の赤崎でございます。

同じく課長補佐の石丸でございます。

課長補佐の清野でございます。

以上でございますが、ここで、カメラの方につきましては、御退席をお願いいたします。報道関係の方も、傍聴席にお移りをいただきますよう、お願いを申し上げます。

(報道関係者退室、移動)

○川口次長 それでは、ここからの進行は、寺本座長をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○寺本座長 それでは、ここから私が議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず事務局から、配付資料の確認及び資料1の説明をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、お手元の資料確認をさせていただきます。

恐縮ですが、座って発言をさせていただきます。

お手元の議事次第の配付資料一覧にありますとおり、本日の資料としては、資料1、資料2、資料3、参考資料として2つ、食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書及び機能性表示食品の届出等に関するガイドラインを配付しております。

それに加えて、委員から御提出のあった資料もつけております。これにつきましては、河野委員から2種類、澤木委員から1種類、宮島委員から日本通信販売協会のクレジットで、冊子が2つ配られておるかと思っております。

議論の途中でも構いませんので、落丁や欠落にお気づきになりましたら、御指摘をいただければと思います。

それでは、引き続きまして、お手元の資料1を御説明いたします。開催要領でございま

す。

「第1 趣旨」ですが、前半につきましては、昨年4月から機能性表示食品制度が施行されたと書いております。

中ほどになりますが、制度の立ち上げ前の検討会において残された課題については、消費者基本計画において、施行後、速やかに検討に着手となっております。したがって、消費者庁において、本検討会を開催し、これらの課題の検討を行うということでございます。

「第2 検討項目」とございます。2つございます。先ほど長官の板東からお話をしたとおりでございます。

「第1 趣旨」の下の2行でございます。なお書きのところですが、あわせて、本制度について、委員から運用改善等についての意見聴取も行うとなっております。

「第3 スケジュール及び今後の進め方」でございます。これにつきましては、関係者からのヒアリング等を行いつつ検討を進め、本年秋を目途に報告書を取りまとめるとなっております。

「第4 委員等」でございます。

(1) 検討会は、別紙の者で構成する。組織する17名でございます。

(2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。これは寺本座長でございます。

(3) 座長は、検討会を統括する。

(4) 座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するとなっております。

「第5 運営」でございます。

(1) 検討会の庶務は、関係省庁の協力を得て、消費者庁食品表示企画課において処理をいたします。

(2) 座長は、必要があれば、関係者に出席を求めることができる。

(3) 以下でございます。検討会は、原則として公開です。

検討会の各回終了後、資料はウェブサイト公表する。これが原則でございます。ただ、正当な理由がある場合は、座長の御判断で、資料の非公表もできるということでございます。

議事録につきましては、各回終了後、委員の皆様の了解を得た上で、ウェブサイトで公表いたします。

以上のほか、必要がございましたら、座長が運営手続等については定めるとなっております。

以上でございます。

○寺本座長 ただいまの資料1の説明に関して、いかがでございましょうか。何か御質問ございますか。スケジュール感とか、これから検討する内容等々について、御理解いただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○寺本座長 それでは、御質問がないようでしたら、本検討会の運営について、開催要領の第4の(4)にあるとおり、座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理すると規定されております。

座長代理について、私から指名させていただきたいと思います。座長代理は、消費者委員会の新開発食品評価調査会の委員、厚生労働省の食品衛生分科会新開発食品評価調査会の座長をされておられます、前回の検討会の委員でもあられました、梅垣先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、先生、こちらへよろしくお願いたします。

(梅垣委員、座長代理席へ移動)

○寺本座長 それでは、申しわけございませんけれども、梅垣先生からも一言よろしくお願いたします。

○梅垣座長代理 梅垣でございます。

前日も検討会に参加させていただきました。機能性表示食品というのは、表示の制度で、消費者が自分の望む製品を、自分の判断で購入するための制度なわけです。ですから、消費者が本当に表示を理解して、正しく使えることが非常に重要です。

今、保健機能食品には、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品というものがあります。この3つの違いをどれだけの人、どれだけの消費者、もしくは国民の人が理解しているかということ、私は疑問に思っています。そういうことを考えて、意見を出したいと思います。

それから、安全性のところは一番重要です。特に錠剤・カプセルというのは、普通の食品ではありません。その点も踏まえて消費者が正しく利用できるということを、重点的に考えるべきだと考えています。よろしくお願いたします。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は、本検討会の初回ということでもございますので、まずは機能性表示食品制度の概要と現状ということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、お手元の資料2に沿って、簡潔に御説明をさせていただきます。

表紙は「機能性表示食品制度の概要と現状」でございます。

2ページでございます。ここに歴史が書いてございます。

右上に「食品の機能性」ということで、1次、2次、3次機能とございます。1次はいわゆる栄養、2次は味でございます。3次が体調調節機能ということで、生体の生理機能の調整を行うという機能でございます。3次機能は、健康の維持・増進とも言いますが、これがタイトルの食品の機能性に該当するものでございます。

歴史でいいますと、平成3年に特定保健用食品制度が施行されました。また、平成13年

には、栄養機能食品が制度化されております。平成27年4月に、機能性表示食品制度が発足して、3つの制度があるということでございます。

3ページでございます。3つの制度の違いをこの1枚で整理しております。これはいずれも食品でございますので、医薬品とは違うということになっております。あと、食品の中でも、広義では、いわゆる健康食品の中に入ります。その中で、国が枠組みを定めた3つの制度ということになります。

まず特定保健用食品につきましては、上の丸になります。個別審査と書いておりますが、これは消費者庁長官の許可が必要ということになっており、マークを付すことができるようになっております。例示として、お腹の調子を整えるという、ヘルスフレイムを書いてございます。

左下が2番目のカテゴリーでございます。栄養機能食品でございます。これは規格基準型ということで、あらかじめ定めた要件に従って自己認証を行う。あと、ヘルスフレイムの内容については、定型表示ということになっております。今、ビタミン、ミネラル等、20のものが該当しております。

3つ目が、本検討会のテーマの機能性表示食品制度でございます。これは事前届出制ということで、企業等の責任において、保健の機能の表示ができる。ただし、特定保健用食品には認められておる、疾病リスク低減表示はできないということでございます。

4ページが、そのきっかけでございます。平成25年6月の規制改革実施計画、同年6月の日本再興戦略、これは政府の成長戦略でございます。ここで問題提起がございました。

規制改革のほうでは、実施時期で、平成25年度検討、平成26年度結論・措置ということで、その結果、平成27年度の冒頭から制度がスタートしたということでございます。

詳しくは、5ページをお開きいただければと思います。左が従来でございます。従来は、3つの制度のうち、まだ2つしかなかったということでございます。

栄養機能食品については、当時は、12ビタミン、5ミネラルの栄養成分に限定されておりました。

また、特定保健用食品につきましては、食品ごとに有効性・安全性のヒト試験が必須で、許可手続に時間と費用がかかる、中小事業者にはハードルが高い。こういう背景がございまして、規制改革会議で検討した結果、新しい3つ目の制度をつくってはどうかという結果になったということでございます。

内容は、そこに赤字で書いておりますけれども、企業等の責任で、科学的根拠をもとに機能性を表示する。また、アメリカにダイエタリーサプリメントという表示制度があるので、これを参考にする。あと、安全性の確保が重要ですが、それも含めて、運用可能な仕組みとするということでございます。

その上で、6ページが、新制度に向けての基本的な考え方です。これも別途整理をしております。

一番上になります。安全性の確保です。これは何よりも重要ということでございます。

左下は、機能性ということで、効果がないといけない。そのために必要な科学的根拠を設定するというございます。

その上で、右下になります、安全性・機能性、適正な表示で消費者への情報提供を行う。

その上で、消費者の自主的・合理的な商品選択に資するというのが、コンセプトでございます。

7ページが具体の検討結果でございます。

左上にありますように、平成25年の規制改革実施計画、日本再興戦略の指摘を受けて、別途、有識者からなります検討会を立ち上げて、そこで検討を重ねて、平成26年7月に報告書が取りまとまったということございます。

内容につきましては、8ページになります。報告書の概要につきましては、基本的に今の制度に反映をされておりますので、ポイントはやや詳しく御説明させていただきます。

左上、安全性確保のところございます。

対象となる食品及び成分の考え方等ございますが、まずは食経験を評価することが基本的になります。

食経験の情報だけでは、安全性が十分と言えない場合は、別途、安全性試験に関する情報を評価するというございます。

あと、単品の成分とほかの成分と一緒に摂取されると、相互作用があるということで、そこに目配りをして、その影響度合いについても評価をするということございます。

その上で（2）実際の生産・製造、品質管理ということで、いわゆるHACCP、GMP等の取り組みについて、企業等が自主的かつ積極的に取り組むべきものとして位置づける。特にサプリメントの場合は、強く望まれるとなっております。

製品規格の設定に当たっては、しかるべき登録検査機関等で確認を行う。

万が一、健康被害が発生した場合に備えて、企業等は検証に必要な十分な量を確保するとなっております。

ここまでしても、万が一、実際に健康被害等が起きた場合ということで、（3）になりますが、情報収集を行う。企業等は、そのための体制の整備をする。

あわせて、行政のほうも、必要な情報収集を行うということです。

実際、危険な商品が出回っているという事態になれば、（4）にございます、流通防止措置等を講ずることとなっております。

以上が安全性の確保でございます。

その下が、機能性ということで、実際、効果があるかどうかでございます。

（1）にありますように、最終製品を用いた臨床試験が基本になります。その意味では、臨床試験の適切な評価を担保する観点で、UMINなり、CONSORT声明に準拠することがうたわれております。

また、臨床製品だけではなくて、（2）にありますように、最終製品または機能性関与

成分に関する研究レビューも、その根拠に足り得るとなっております。

これにつきましては、PRISMA声明等で一定の質を確保するということが、同様に検討会の報告書でもうたわれております。

右側になります。実際の表示のあり方等でございますけれども、機能性表示の範囲でございます。

①は対象食品ということで、食品全般とはなっておりますが、アルコール含有飲料、過剰摂取させるおそれのある食品は除くということでございます。

②対象成分については、作用機序、メカニズム、仕組みが考察され、直接・間接に定量可能な成分となっております。

ただ、この点は、下にポツがございます。食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養成分については、国の健康栄養政策との整合という観点で、今後さらに慎重な検討が必要となっており、また、機能性関与成分が明確でないものについては、制度の運用状況を踏まえ検討ということで、この2点が今回の検討会の主たるテーマとなっております。

③対象者ですが、基本は疾病に罹患する前の人、あとは、境界線上の人までということで、病者は除くとなっております。

④表示可能な範囲につきまして、部位も含めた表現が可ということで、目とか、肌とか、骨なども可能だという整理がなされております。

(2) 容器包装への表示でございます。これにつきましては、そこに書いてございますようなことを、表示するというところでございます。

(3) 容器包装への表示以外の情報開示ということで、これにつきましてはの所要の規定があるということでございます。

右下の国の関与のあり方でございます。

これにつきましては、販売前の届出制ということで、報告書でその方向性が出されております。

新制度の規定・適切な運用等ということで、いろんな制度との調和、適切な運用等が書かれています。

(4) で消費者教育の重要も書かれておるといことです。

以上が全体の体系でございます。

その他でございますが、施行後2年を目途に施行状況の検討をする。その上で、必要な措置を講ずるといことも、書かれておるといことでございます。

9ページは、機能性表示食品制度を規定しております、食品表示法の概要でございます。この法律は、平成25年にできたもので、目的のところに書いておりますが、それまで食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律によっていたものを、1つにしたものでございます。

ただ、法律はあくまで枠組み法でして、実際、事業者の皆さんに守っていただくルールというの、法律ではなくて、食品表示基準第4条の中で定められているといことでご

ざいます。食品表示基準の中に、機能性表示食品についても規定がされているということでございます。

あとは、時間の関係で省略をさせていただきます。

10ページでございます。機能性表示食品とはということで、実際に食品表示基準に定められておる定義をここで定めております。

ポイントは、上に書いております。事業者の責任で、科学的根拠に基づいた機能性を表示したものでございます。特定保健用食品と異なって、消費者庁長官の個別の許可は必要となっていない、受けたものではないということでございます。

制度の概要でございます。11ページになりますけれども、基本、先ほどの8ページの検討会の報告概要と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

12ページは、届出のフローチャートでございます。

1で、対象食品となるかどうかの判断がございます。

その上で2、安全性の根拠、安全性がしっかりしているのか。

3で、実際、生産・製造、品質の管理が十分なのか。

健康被害の情報収集体制が整っているのか。

確認をした上で、実際の機能性・有効性の根拠がきちんと説明できるものになっているのか。

6で、表示の内容が消費者に誤認をもたらすものでないか。

それぞれ確認をした上で、届出に至るという流れになっているということです。

13ページ以下は、実際の実例でございます。機能性表示食品ということで、実際の表示例というのは、ここに書いてございます。これにつきましては、説明を省略させていただきます。

14ページは、機能性表示食品の義務表示事項ということで、食品表示基準に定められているものでございます。ここで1から16までございます。このそれぞれが、先ほどの13ページに書かれておる、それが必要だということでございます。

15ページは、逆に表示禁止事項等でございます。

上でございますが、表示禁止事項として、幾つか食品表示基準で定められています。

1) 疾病の治療効果、予防効果を標榜する用語。これは医薬品との重複ということで、禁止となっております。

2) 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語。これも消費者に優良な誤認を与えるおそれがあるということで、これも禁止となっております。

3) も、その意味では同様でございます。

4) 別表第9の第1欄に掲げる栄養成分、たんぱく質、脂質等の機能を示すような用語。これにつきましては、食事摂取基準で掲げられております成分ということで、これにつきましては、今は表示禁止となっております。

次は表示の方式でございます。

容器包装の主要面に表示する。

2)でございます。ここに書いてある要件については、同一の面で表示をするということでございます。

下の囲いでございますけれども、食品表示基準というのは、内閣府令になります。さらに施行細則的な要件を定めものを、別途、施行通知及びガイドラインということで、定めおるということで、ポイントをここに書いてございます。時間の関係で、説明は省略させていただきます。

16ページ以降が、関連制度の御説明でございます。

16ページが特定保健用食品でございます。機能性表示食品制度との違い、ポイントだけ申しますと、パッケージ例の右上にあります「許可」というのが、特定保健用食品の場合は入る。特定保健用食品という形で、このマークがつくということでございます。

17ページは、栄養機能食品でございます。上の囲いの3つ目の○に書いておりますように、自己認証制度ということで、赤字で栄養機能食品としての義務表示事項が書かれておりますけれども、これは定型表示ということになっております。これが機能性表示食品制度との違いになります。

18ページは、栄養機能食品の具体の表示例でございます。今のところ、20種類の栄養成分がこの中で定められておるということで、幾つか実際の栄養機能表示及び注意喚起表示の事例をそこにつけてございます。

19ページは、食品の機能性表示制度、関連する制度ということで、整理をしたものでございます。

一番上がいわゆる健康食品、その中で、国のほうで制度の枠組みを定めたものとして、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の3つがあるということでございます。

下の2つは、医薬品、医薬部外品で、これは食品ではないという整理でございます。

20ページでございます。今の届出状況です。

昨年4月に制度が発足して以来、1月21日時点で、190件を消費者庁で公表しております。

内訳を見ますと、サプリメント形状の加工食品が100件、その他の加工食品が88件、生鮮食品は2件でございます。

届出者の所在地で見ますと、東京、大阪、愛知以外のところでも、全部で58件あるということでございます。

21ページでございます。機能性表示食品制度の普及啓発ということで、整理をしております。

上の囲いにはございますが、この制度については、新しい制度でございます。制度の策定段階から、食品表示基準案の説明会を開催するなどして、その中で、消費者等に対する説明に努めてきました。

また、昨年4月の施行後も、説明会の開催に加えて、政府広報の活用、パンフレットの作成・配布を行っているということでございます。

左に説明会の開催ということで、平成27年4月の発足に先立って、平成26年8月から、いろんな形で説明会をしております。

また、昨年4月の制度発足後直後は、中ほどにあります、政府広報も活用して、いろんな周知・PRをしています。

パンフレットにつきましても、消費者向け、事業者向けの2種類をつくりまして、関係のところにお配りをしているということでございます。

22ページは、最後のページになります。制度の適切な運用に向けた主な取り組みをここで整理してございます。

届出につきましても、昨年3月、4月の施行直前にガイドラインを出しておりますが、それに加えて、6月に留意事項、9月に確認事項というチェックリストを出して、こちらの趣旨の徹底を図っているということでございます。

普及啓発につきましても、主な留意点、Q&A、各種啓発パンフレットを公表しているということでございます。

その下の調査事業の実施でございます。

①機能性に関する科学的根拠の検証ということで、届けられました、研究レビューの検証というものを、消費者庁のほうで外部に委託をして、今、やっております。この趣旨は、下にございますように、本制度をより適切に運用していくための課題抽出、全体として研究レビューの質を高める、底上げを図るということで、今、まさにやっております。今年の3月に取りまとめる予定でございます。

②が意向調査等でございます。実際、3つの機能性表示に係る制度について、必ずしも消費者の皆さんは十分に御理解していないという背景がございますので、まずは今の実態がどうなのかということ、ここできちんと把握をしまして、今後の検討につなげていきたいということでございます。

そのほか、来年度実施予定事業として、③にございますように、食品表示に関する違反事件の調査等ということで、健康食品のエビデンスに係るセカンドオピニオン事業ということで、実際、表示の疑義について、複数の専門家に科学的根拠の文献査読等々を行っていただく体制を構築し、反映させるということです。そのような事業も予定しているということでございます。

ざっばくですが、以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

大体概要はおわかりいただけたのではないかと思います。また、その中で、幾つか残された問題があるということも、御指摘いただいたように思います。

昨年4月から、この制度は施行されたわけでございますけれども、きょう、お集まりの委員の先生方は、恐らくいろんな御意見がおありであろうと思います。初回でございますので、自己紹介も含めまして、新しい制度に関して、御意見等々をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大変恐縮ですけれども、私の横の関口委員から、一言ずつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○関口委員 健康食品産業協議会会長の関口でございます。

私も前回の検討会から参加させていただいています。今回は積み残し事項の検討ということでございますが、私は産業協議会で検討してきた意見を申し上げたいと考えています。私は基本的に、例えば食品の機能であっても、道具であっても、ものそのものに安全で有用なものは無く安全な使い方、または有用な使い方があるだけと思っています。

今回のこの制度は、食品の機能をどの様に利用すると、安全かつ有用であるかという情報を、我々産業者がみずから検証して、提供するもので、消費者の皆様が、その情報を適切に読み解いて、食品の機能を上手に使っていただけるようになればいいと思っています。

そもそも食品の機能の効果的利用については、日本再興戦略の中で、例えば効果的な予防サービスとか、健康管理の充実で、健やかに生活して、老いることができる社会の実現に向けた施策の1つとして、食べ物を持っている健康増進機能を活用することになったと理解しております。

この制度は昨年4月1日から発足しています。事業者の責任が重いということで、産業協議会としても、4つの分科会を立ち上げました。安全性検討の分科会、これから議論になるであろう、機能性成分の分科会、機能性評価の分科会、表示・広告の分科会が活動しております。私どもとしては、安全性確保を第一に、科学的エビデンスを表示することによって、消費者がメリットを享受できるような検討課題に対する提言を行っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

席順で、戸部委員、よろしくお願ひいたします。

○戸部委員 NACSの戸部です。

私自身も、先日、飲料を飲もうと思ったら、栄養機能食品だったのですが、一瞬、機能性表示食品と間違えてしまって、消費者の現場としては、そういうことが多々起こっているのだらうと思ひました。そんな経験も踏まえて、今回の議論に加わらせていただければと思ひています。

機能性表示食品を始めとして、健康を訴求する食品というところでは、仮に食品に関するスペックをきっちりと決めたとしても、それを使うときの使い方だとか、あるいは私たちの体の栄養状態というのは、人それぞれですし、私自身も含めて、ひと一人についても、その時々によって違うので、どこまでスペックを厳格に決めていくのがいいのかということが、非常に難しいと思ひしております。今回、特に機能性関与成分が明確でないものについても、決めていかないといけないということで、非常に難しいと思ひています。

そんな中で、議論の結果としてまとめるまでの途中過程を大事にして、食品としての妥当性とか、食べる私たち一人一人の認識とか、そういったところをバランスよく考えていくのが大事だと思ひしております。当然安全性というものは、確保されなければいけない中

で、これらをどういうふうにはバランスよく議論していくのがいいのかというところを、考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 日本通信販売協会の宮島でございます。よろしく申し上げます。

我々の通販協会について、御紹介したいのですけれども、通販協会には500社の会員がおりまして、売り上げ規模は、合計で6兆2,000億になります。このうち、サプリメントを取り扱う企業というのは、約6割になっております。サプリメントの市場規模が約1兆2,000億と推計されていますので、このうちの5割は、通販によって販売されていると思っております。このため、2008年の健康食品の表示に関する検討会及び2013年の食品の新たな機能性表示制度に関する検討会に、私は委員として加わらせていただきました。今回も議論に加えていただいて、感謝している次第でございます。

前回の検討会で、我々通販協会は、機能性表示食品制度の設計に当たって、4つのことを申し上げました。1番は機能性関与成分の範囲を広くとること、2番目は構造機能表示、いわゆる体の部位の表示を認めること、事業者の登録制を導入すること、サプリメント法を制定することの4点をお願いしました。

このうち、1番目の機能性関与成分の範囲を広くとることが、積み残し課題となっております。4番目のサプリメント法は、業界の検討課題として、報告書に明記していただいたわけですが。今回の検討会で、積み残し課題を検討いただくことは、感謝しておる次第でございますけれども、4番目のサプリメント法については、引き続き業界の中で議論を深めていきたいと思っております。

私は、前回の検討会に参加して、若干の反省がありまして、反省点は2つです。

1つは、検討会の内容が、我々で言うところのお客様目線であったかどうかという点で、機能性表示食品制度はお客様のためであるのに、お客様から見て、どういう働きがあるのかということが、わかりやすい表示であったか。それによって、健康の維持・増進というメリットが得られなければならないわけですが、この制度の特徴については、機能性や安全性の根拠がオープンになっていることを、お客様になるべくわかりやすくお伝えしていく工夫が必要だと思っております。これから機能性表示食品のあり方を議論していくわけですが、議論のポイントも、お客様が見て、なるほどとわかるようなものでなければならないとも思っています。具体的にお客様目線でわかりやすく、これまで以上にメリットを持たず結論を導くお手伝いができればいいと思っております。

この制度の目的自体は、安倍首相が掲げた日本再興戦略にある、健康長寿社会の延伸ということで、これに寄与するものでなければいけないと思っております。

また、安倍首相は、成長戦略の講演の中で、特定保健用食品では、中小企業、小規模事業者に事実上チャンスが閉ざされている、これを懸念されておって、この制度でチャンスを広げる旨を意図されているわけです。ちなみに、我々の通販協会の会員というのは、多

くはベンチャーからスタートしておりまして、5割以上が中小企業です。

健康長寿社会の延伸と中小企業にチャンスを与えるために、制度はつくられたものから、その目的のために検討し、うまく運用していかなければいけないと思っております。それから外れているのであれば、きちんと議論を直していかなければいけないし、検討や運用について、実務面での具体的な議論を行うとすれば、物事の本質を見失うようなことにならず、枝葉末節なことにならないようにしていかなければいけないと思っています。前回の検討会で、こういう反省もありまして、今回はそういうところを二度踏まないように、注意しながらやっていきたいと思っています。

私から2冊、参考で「機能性表示食品GUIDEBOOK」と、協会が以前から出しているサプリメントの小冊子をおつけしております。お時間があるときに、お読みいただければ幸いです。

以上です。ありがとうございました。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

宗像委員、お願いいたします。

○宗像委員 ありがとうございます。

日本チェーンドラッグストア協会の宗像でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私どもチェーンドラッグストア協会は、全国で1万8,000店舗ほどございます。地域の健康づくり、あるいは医療の一部を担っていく存在として、今、鋭意努力しているところであります。

先ほど説明がありましたように、2013年に日本再興戦略が出され、そして、健康寿命の延伸という方針が出されました。ここについても、我々は大きな業界テーマとして、今、取り組んでおります。その中で、このたびの機能性表示食品のテーマというのは、大変期待しているところでございます。10カ月近くたつわけでございますけれども、今、190件ということで、私どもからすれば、導入期に時間がかかり過ぎているというのが印象でございますが、確実にふえてきておりますので、大変期待しております。

そこで、この検討会に当たりまして、私どもから3点ほどお願いしたいと思っております。

1点は、このものは、先ほども先生方からお話がありましたけれども、食品であるということでもあります。やはり食品という部分の摂取の仕方、とり方、あるいは特徴です。これは医薬品とは大きくかけ離れたものでございますので、食品として、生活の中に取り入れられたときの状態だということを、しっかり分けて考えていただきたいと思います。

2点目は、先ほど梅垣先生からお話があったとおりでございます。私も全く同感でございます。食品でありますので、消費者が自分の判断で、自分で使用することが前提でございますから、そういう意味では、生活者に正しい理解と正しい選択が提供できるように、これは皆さんの知恵を何とか駆使していただいて、正しい使用方法、わかりやすい方法と

いうことで、お願いしたいと思います。

3点目は、安全性の担保であります。これは言うまでもなく、食品のみならず、先ほど関口委員からお話がありましたように、普段の包丁でも、安全性というのは、大変重要であります。しかし、これは使い方だろうと思います。使い方によって、安全性のレベルが上がるといふ、絶対的な安全性の確保という問題と、相対的な安全性の確保があります。相対的な部分については、情報提供だろうと思います。そういうところから、安全性というのは、一定の絶対的な、例えば1,000人に1人、あるいは1万人に1人起こる部分をルールにしていくのではなくて、それは知恵あるいは方法論で解決していくという方法をとるべきだろうと思います。いずれにしても、安全性の担保のレベルをどうするかということ、食品としてどうあるべきかということをお考えいただきたいと思います。

そこで、要望でございます。先ほどの説明にありましたように、アメリカでは、1994年からこういった制度が導入されてございますので、アメリカの実態で、こういった品質の確保あるいは安全性の担保、こういったものがどうなっているのか。そして、それがどういう経過をたどって、国民にどういうふうに寄与しているのか、こういったことも参考意見として聞きたいと思いますので、ヒアリングを希望いたします。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

佐々木委員が16時で退席ということですので、先に先生からお願いいたします。

○佐々木委員 申しわけございません。本日、大学で業務がございまして、この後、すぐ退席せねばなりません。申しわけございません。

東京大学大学院の佐々木でございます。

今回は、消費者庁での検討会でありまして、100%消費者さんのためになる検討をさせていただき所存でございます。

ここでの専門家の皆様、私事ではなく、公の共通のために、活発な議論をすること、そして、それが消費者さんのためになる、貴重なものになると願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

申しわけございませんでした。森田先生、よろしくお願いいたします。

○森田委員 消費生活コンサルタントの森田です。

前回の検討会で検討に加わりまして、安全性・有効性、品質の科学的な根拠の考え方、消費者にとって誤認のない表示のあり方について、一定の要件をきちんとまとめることができたと思っておりました。しかし、制度が始まって、受理された製品の情報を見ますと、運用面において、さまざまな問題が出てきていると思っております。

安全性ですけれども、特定保健用食品の審査で安全性が認められていないような成分を機能性関与成分とした製品が、機能性表示食品として受理された事例がありました。これ

は消費者団体が早い時期に指摘しましたが、消費者庁は受理内容を撤回しないと説明しています。

最初の長官の御挨拶の中で、この制度は、逐次改善、検討を加えるというお話がありましたが、このような公的機関が問題ありと判断した製品や機能性関与成分については、機能性表示食品として受理しないように、ガイドラインを見直してもらいたいと思っています。

また、安全性の評価である食経験についても、販売歴の短いサプリメントを食経験ありとして申請して、受理されたような事例が見られます。こうした事例を見ますと、もちろん単純に販売年数で評価するべきとは思いませんが、最初の検討会において、食経験について、あれだけきちんと議論してきたのに、その判断が曖昧になっている。ガイドラインが出てきてからは、見直す機会がなかったのですが、それは、もう一度、見直す機会があって然るべきだと思っています。

品質保証についても、適正に行われているかどうか、検証ができないという問題も出てきました。機能性関与成分の分析方法は、公開させておりませんし、例えば地方自治体などで評価をしようと思っても、今、第三者でチェックできるような仕組みになっていません。報告書では、販売後の監視を可能とする制度となっていますけれども、実際はそうっていないということがわかってきたわけです。法改正とか、いろいろなことを、合田先生も検討会の中でおっしゃっていましたが、きちんと事後チェックが機能しているのかどうか、そういうことができていないと、品質保証がされているとは言えないと思っています。

情報開示の仕組みですが、一般向け情報があるということは、私も消費生活センターとか、いろいろなところでお伝えしますが、とても難しいと言われます。その情報をちゃんと見ないと、そこには医薬品との相互作用など、重要な情報があるのですとお伝えするのですが、その情報に、今、消費者はなかなかたどり着けていません。例えば同じ機能性関与成分で、Aという商品とBという商品があっても、医薬品の相互作用について、Aという商品は表示に書いてあるけれども、Bという商品は書いていないものがあったりします。一般向け情報を読むとどちらも書いてありますが、なかなか消費者はたどり着けません。消費者にとっては、今の制度ではなかなか情報を得られないということで、機能性表示食品のガイドラインの冒頭に、これは消費者の選択に資する制度とあるのですが、実際にはそうっていないのではないかとあります。

こうやって制度がスタートして、さまざまな問題が起きている中で、もちろん新しい課題がこれから検討されることになるわけですが、制度の運用状況の課題を整理しながら、検討会を進めていただきたいと思います。

前回の検討会の報告書の中でも、19ページのところに、機能性関与成分が明確でないものについて、可能とすべきという意見で、これから議題に入るとありますが、制度の運用状況を踏まえて検討することが適当であると、ここでも書かれております。現行制度

の運用状況がどうかとか、販売後の監視が可能か、この点を確認しながら、検討を進めていただきたいと思っております。

以上です。

○寺本座長 ありがとうございます。

山本委員、よろしく願いいたします。

○山本委員 農研機構食品総合研究所の山本でございます。

私どもは、いろいろな農産物の研究をしております、農林水産物、特に生鮮食品について、現在、2品が受理されていると、先ほど御説明をいただきましたけれども、食事バランスの上では、さらに生鮮食品を増やしていくべきであろうと考えております。

これらを増やすために、現在、何が問題になっているかという、やはり機能性関与成分の含有量でございます。特に生鮮食品の場合は、農産物ということになりますけれども、産地や栽培条件、品種をそろえたり、厳格に取り組んだとしても、自然が相手だということで、必ずばらつきが生まれることがございまして、100%ということがないということがわかっております。

ただ、ガイドラインの中で、36ページにもございますけれども、生鮮食品に関しては、含有量にばらつきが生じることがあり得る。ばらつきを生じさせないような対策をとることが前提となるが、どうしても表示値を下回る可能性がある場合は、成分の含有量が一定の範囲内に収まるよう、栽培、出荷の管理を行っている。しかし、生鮮食品なので、ばらつきの要因、栽培条件等だと思いますけれども、機能性成分の含有量が表示されている値を下回る場合があるというような、エクスキューズをできることにはなっております。

そういったことも踏まえて、農林水産省では、農林水産物の機能性表示に向けた技術的対応についてということで、昨年度、検討がなされていまして、機能性関与成分の個体差を少なくするための取り扱いの資料というものが、昨年8月24日から公開されております。生産者は、今後、こういうものを参考にして、成分の一定化に努めてはいくのですが、消費者の方も生鮮食品の特性をよく理解いただいて、できるだけ多くの生鮮食品が、消費者の健康に役立っていくことを強く期待しているところでございます。よろしく願いいたします。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

吉田委員、よろしく願いいたします。

○吉田委員 関西大学の吉田でございます。

私は東京大学の佐々木先生が中心になって行われました、食事摂取基準の策定で、鉄よりも含有量の少ない微量のミネラルの基準値の策定にかかわってまいりました。

それから、昨年の暮れに食品安全委員会が公表いたしました、いわゆる健康食品に対するメッセージの策定にもかかわらせていただきました。

もう一点、非常に個人的なことで申しわけないのですが、いわゆる食品の機能性ということ、そもそも言い出したのは、私の大学院のときの指導教授たちが、トウガラシの機

能性であるとか、そういったことを言い始めまして、一番最初に書いてあります、文部省の特定研究をスタートしたというのが、そもそもの発端でございますので、これも何かの縁だろうと思って、ここに出席させていただいております。

こういった機能性表示食品は、消費者の方々は、恐らく健康に資すると思って、これを消費される。ですが、逆効果ということもある。そういったことは、決してあってはならないと思いますので、いかにして安全性といったものを担保していくのかということは、非常に重要だろうと思います。

それから、今回は、栄養成分というものが議題になろうかと思いますが、栄養成分に関しましては、いわゆる栄養機能と3次機能、こういったことが、果たして一般の消費者の方に理解していただけるのだろうかということは、非常に疑問も感じておりますので、いかにして消費者の方々に誤解や混乱を与えないで済むのかといったことを中心に、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、澤木委員からお願いできますか。

○澤木委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の澤木と申します。

本協会は、全国の消費生活センターで、相談業務などを担っている消費生活相談員を主な構成員とする団体です。2007年に適格消費者団体として認定を受けております。全国に7支部ありまして、現在のところ、約2,000名が会員として活躍しております。実際に私も消費生活センターで相談員をしておりまして、常日ごろから、消費者からの苦情、危害情報なども相談を受けております。

そこで、今回、意見書として出しておりますが、消費生活センターには、健康食品を食べたら皮膚が赤くなったとか、湿疹が出た、吐き気がする、下痢をしたなどの危害の情報が寄せられております。

2014年、国民生活センターのPIO-NETという、全国からの情報を集めるシステムがあり、それで危害情報を確認しますと、健康食品は、第4位で、583件入っております。

また、事故情報データベースは、消費者庁のホームページにありますけれども、それで健康食品と検索すると、数も多いです。因果関係がはっきりしないところはありますが、実際にそういう相談が入っているということは、事実だと思います。

そこで、今回、機能性表示食品制度で、特にサプリメント形状のものだと思いますけれども、健康被害を防ぐには、安全性の確保がとても重要であると考えます。

少し古いデータになりますがけれども、2008年、国民生活センターで、18種類の健康食品の実際の成分の含有量、胃の中での溶けやすさのテストなどを行っております。ほとんどが表示量に比べて、実際に含有量は少ないという結果でした。あと、胃の中では溶けないものが、18種類のうち9種類あったということで、品質に問題があったと報告されておりますので、今回の機能性表示食品においては、少なくとも最終製品において、品質を保証

するGMPマークの付与などの義務づけが必要だと考えております。

それから、この制度は、事業者責任で表示をして、消費者が情報を基に選ぶ制度ということで、消費者に何が求められるかといいますと、情報収集力と解析力が求められ、自分で判断し、選択するという消費者力が求められています。機能性表示食品に関する消費者の理解を深め、消費者力を上げるための消費者教育がとても重要であると考えますし、広報活動なども積極的に行うことが重要だと思います。

相談員を対象に、機能性表示食品の講座を何回かやったのですが、表示項目がたくさんありますが、それを普通の商品で見せると、とても読めない。私がいつも講座をやるときは、A3に拡大して、この項目はどこにありますかと、チェックをしていただいております。字が読めないと、それを読み取ることができないということだと思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、昨年の12月、食品安全委員会から19項目のメッセージが出されたと思いますが、現状では、必要な栄養は食事で十分に摂取できるということが、メッセージの中にあります。今回、検討課題の1つとして、栄養成分のビタミン、ミネラルなどは、通常の食生活をしていれば、まず不足することはないと言われておりますし、過剰摂取による健康被害が起こる可能性があると言われられております。基本はバランスのとれた食生活である、健康食品はあくまでも補助的なものということの基本を考えております。

消費者からの苦情も受けておりますし、今後も消費者目線で意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

迫委員、お願いいたします。

○迫委員 公益社団法人日本栄養士会の迫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のテーマになるわけでございますけれども、機能性表示食品の制度です。この制度に関しまして、私は一定の評価をするべきだと思っております。制度についてはと、限定した発言をさせていただいております。それはなぜかといいますと、いわゆる健康食品の中からエビデンスのあるものを抽出して、エビデンスが不明確なものと差別化を明確に図っていく、そういう目的の制度であると考えております。もちろん先ほどの再興戦略の問題とか、さまざまな御意見がございましたけれども、そういう問題以上に、国民の健康問題に対して、どういうふうに食品業界が貢献していくのか。そういうところを考えていったときには、国民の健康に資する、つまり先ほど言いましたように、エビデンスが明確なものを国民に対して情報提供し、そして、選択をしていただけるような形にしていく。これは制度として、一定の評価ができるものだと思うところでございます。

その一方で、国の審査を経て受理されている特定保健用食品、そして、規格基準にのって製造・販売されている栄養機能食品と違って、事業者、企業さんの届出であるところは、消費者だけでなく、私ども専門職を含めてもそうなのですが、不安感といましょ

うか、不信感といいたまいますか、そういうものがどうしても伴ってくると考えるところでございます。

機能性表示食品について、全ての情報が公開されているわけではございますけれども、情報公開だけで、それが担保できるのかどうかというところでございます。先ほど御説明もございましたけれども、事後的なチェックということが、質の担保であるとか、信頼度とか、国民側からの信頼性を考えていったときに、情報公開だけで対応可能なのかどうかというところは、十分に考える必要があるだろうと、まず、思うところでございます。

機能性関与成分における栄養成分の取り扱いでございますが、栄養・食生活施策の中で、食事摂取基準は5年ごとに改定されているものでございますけれども、その中で、さまざまな文献等々を先生方が精査されて、そして、評価できるものと、評価できないものというところが、文言として記載されております。私どもは、基本的に食事摂取基準を専門職としてきちっと見た上で、対応していくわけではございまして、食事摂取基準の表現と差異が生じるような部分での機能性というものを、うたうべきではないと思っております。

さらに機能性関与成分が明確でない食品の取り扱いに関しましては、機能性関与成分が不明確で、しかも、その含有量も結局わからないわけではございますので、そういうものに対して、本当にエビデンスが出せるのかどうか。それから、もしそういう形になったときに、本当に品質を担保できるのか。含有量もわからない、機能成分もわからない、それで本当に質を担保できるのかというところに、非常に大きな疑問を持つわけではございまして、消費者の側で、機能性表示食品を多品種、多量摂取となっていったときに、それぞれの食品の相互作用の中で、危害が生じる可能性も無視できなくなるのではないかと考えているところでございます。

もう一点は、機能性表示食品に対する信頼度というものが、まだまだ醸成されていない状況にある。それは先ほど申し上げたところでございます。信頼度が醸成されていない中で、なぜあえてここで何だかわからないものを入れなければならないのか。機能性表示食品というものの意味合いが、国民の中に納得された上で議論するならばともかくとして、時期尚早ではないかと思うところであります。逆にこういう議論の中で、導入という話になれば、機能性表示食品は何でもありということで、国民からの不信感は非常に強くなるのではないかと考えているところでございます。

国民の健康志向、健康寿命の延伸という言葉がございましたけれども、これは基本的な食生活、栄養、運動、休養をどういうふうに営んでいくかというところがベースであって、なおかつそこがうまくできない、そういう方々に対して、保健機能食品、特定保健用食品であったり、栄養機能食品であったり、そこに機能性表示食品も含まれるわけですが、そういうものは、補助的に利用するものでございます。保健機能食品はそういうものでなければならぬと思うわけではございます。これさえとっていれば大丈夫と言えるような、広告媒体等も含めてですけれども、消費者の側にそういう認識がされるようであれば、これは本末転倒だろうと思っております。

消費者、国民から、私ども専門職も含めて、信頼に足る制度だと思っていただくためには、企業の側の届出にとどまるのではなく、平成28年度の計画も、先ほど御説明いただいておりますけれども、やはりきちんと事後チェックのところの体制、有識者による専門会議とか、そういう形の中で、きちっと評価をしていく、そういう仕組みが重要だろうと思っております。

あと、1つ。事業者の側から商品を取り消しして、再登録をしている商品がございます。事業者の側で、何らかのエラーが発生して、それは何かわからないのですけれども、それに対して、再登録をされる。その修正の仕組みというものは、既に動いています。消費者の側または有識者が、このエビデンスに問題があるのではないかと思ったときに、それに対して、取り組む仕組みがまだないのではないか。それがなくなることによって、国民からの信頼がきちんとつくられていかないのではないかと思うところでございます。

意見も含めまして、お話させていただきました。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

河野委員、よろしく願いいたします。

○河野委員 ありがとうございます。

全国消費者団体連絡会の河野です。

私も食品の新たな機能性表示制度に関する検討会に委員として所属いたしまして、制度設計のところでも、さまざまな検討の場に加えさせていただきました。

機能性表示食品を購入する立場から、今回の検討に当たって、意見を申し上げたいと思っております。

本日、皆様のお手元に2部ほど、資料を提出させていただきました。この資料は、この制度がスタートした直後の昨年5月、さらに販売開始後の11月の2回、全国消団連といたしまして、全国48会員団体の賛同のもとで、この制度に対しての意見と要望をまとめ、行政、事業者の皆さんのもとへお届けしたものでございます。残念ながら、現在に至っても、この2回の意見書に記した意見、要望に対して、確たるお答えはいただけていないということを、まず申し上げておきたいと思っております。

続いて、今回の検討に当たって、4点、意見を申し上げます。

1点目、この制度がスタートして、8カ月経ちました。消費者、事業者、行政、それぞれがこの制度をどう見ているかということ、まず明確にすべきだと思います。全く新しい制度を導入したのですから、消費者、生活者の視点に立った行政を進めてくださる消費者庁さんの受けとめはどうか。また、実際、商品の販売実績等を通じて、事業者の皆さんはどう受けとめていらっしゃるのか、ぜひお聞きしたいところでございます。大前提として、制度の運用状況の確認が必要だと思っています。

それでは、消費者側の受けとめなのではございますけれども、そういえば、聞いたことがあるけれども、よくわからないという意見に代表されるように、総じて、冷ややかでございます。

特定保健用食品、栄養機能食品と区別して、用途を踏まえて購入している消費者は皆無に近く、よくわからないまま、購入に至っているというのが現状でございます。

2点目でございます。消費者問題の原点は、情報力の差、交渉力の差です。今回もこの情報力の差というのが、明白になったと思っております。機能性の検討では、安全性の担保と効くかどうかの根拠が論点になりましたが、的確な情報提供ということで、食品表示基準とガイドラインで決められたルールは、容器包装のみに適用され、消費者の多くが目にしたり、耳にししたりする広告は、適用外です。

また、容器包装の記載事項は、先ほど澤木さんのお話にもありましたように、何度見ても、字が小さ過ぎます。

それから、消費者庁さんの届出データベースの一般向け情報は、逆に、専門的かつ高度な内容で、私たち一般消費者の合理的な選択には、ほとんど役に立っていません。

このように、必要な情報が十分に伝えられていないという点では、私は、先般、答申が行われました、消費者契約法改正の際の議論を思い出したところです。十分知識がない、高齢である等、合理的な判断ができない事情がある消費者につけ込む形での契約への取消権の付与の論議でしたが、この制度につながるものを、そういったところで感じたところでございます。

3点目としまして、今回の制度設計のもととなったのは、アメリカのダイエタリーサプリメント制度でございますけれども、これは食品に対する基準ではございません。生鮮品からサプリメントまで、形状が大きく違うものに対して、一律に同じルールを置くことが、果たして妥当かどうか、これは改めて検討が必要ではないかと感じております。

最後です。消費者は、効きますと言われると、効くかもしれないと思って、商品を購入します。1つ、2つ、3つ、効くかもしれないと思って、購入します。

一方、先日報道された、市販のドリンク剤でのカフェインの過剰摂取による死亡事例にもあるように、摂り過ぎということに関しては、本当に無防備です。今回の検討課題である成分の追加に関しては、およそ同様の問題を引き起こす入り口になるのではないかと危惧しております。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

合田委員、よろしく願いいたします。

○合田委員 国立衛研の合田でございます。

前回も委員として参加させていただきました。

国立衛研がやっている仕事というのは、レギュラトリーサイエンスという言葉であらわしますけれども、レギュラトリーサイエンスというのは、ここの会議にふさわしいような言い方をしますと、機能性と安全性のバランスをどのようにとるかということです。それは基本的に品質確保です。品質確保のための仕事をしている部署でございます。

実際に機能性表示食品の品質とは何かと考えると、基になるのは、エビデンスが

とられたときのものです。エビデンスがとられたときのものは、基本的にそこで有効性、機能性、安全性を保障していて、それと同じものが、実際に市販をされれば、そのものの品質は確保されていることになります。

ほぼ1年近く、機能性表示食品が出てきましたけれども、見てみますと、一番気になるのは、品質を評価するのは何かというと、分析法なのですが、分析法が開示されていないというのは、非常に大きな問題点ではないかと、私自身は思っています。

前回の検討会のときには、この制度は全ての情報を公開するという、そこから始まって、性善説に基づいて、基本的に製品が届出だけで出されるけれども、事後でそれをチェックするということでした。チェックするというのは、何でチェックするかというと、分析をすることでチェックします。ところが、分析法が開示されていないと、実際には誰もそのチェックができない。いわゆる生鮮食品は、味で、これはおいしいかどうかで、品質を評価できますけれども、機能性食品というのは、実際に消費者は品質をチェックできないので、どなたかが分析をして、チェックするしかないのです。そういう意味で、分析法の開示については、考えていかなければいけないことだろうと思っています。

もう一つ、非常に気になっているのは、今、出されている商品も含めて、天然物ですが、天然物の場合の機能性成分と言っているものに、いろいろな誤解があるのではないかと、いうことでございます。

天然物の場合には、前回も、私、紙を出しましたし、今回出されているガイドラインの中に別紙としてつけられているものにも書かれていますけれども、機能性関与成分とは基本的に表示される機能性を実際に持っている成分です。機能性を持っている成分で、それが商品の機能性を代表している成分の場合には、機能性関与成分として明らかに言えるのですけれども、そういう成分ではなくて、天然物の場合には、品質確保のために、実際に使用されている工程管理のための成分というものがございまして、工程管理のための成分というのは、その成分も幾らかは生理活性を持っているけれども、そのもの自身が全ての活性、商品の全ての機能性を代表するものではないのです。ですから、そういう工程管理のための成分と、いわゆる直接的に活性を持っている成分と、そういうものの区別について、議論をしていかなければいけません。

特に今回やる仕事の2つ目は、機能性関与成分が明らかでないものという話が出ました。このことは、結局、工程管理のことをどうするかということとつながります。ですから、少なくとも品質確保のための工程管理の成分と、実際に機能性を持っている成分、そのものがほとんどの活性を代表できる成分であるかということについて、ここの会議でよく話をしていかなければいけないと思います。それは、戻りますと、現在、販売されている商品についても、その辺のところの混乱があるのではないかと、思っていますので、そこも含めて議論ができたらと思っています。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

上原委員、よろしくお願いいたします。

○上原委員 OTC医薬品協会の副会長をやっております、上原でございます。

OTC医薬品というのは、Over the Counter、カウンター越しに発売できる医薬品（新聞などでは市販薬）を製造販売している約80社のメーカーの団体であります。上部団体として、一般用医薬品連合会というものがありますが、そこは約320社、OTC医薬品市場の3分の2の製造販売をしているメーカーが所属しています。

本日、OTC医薬品協会の副会長としての考え方を申し述べさせていただいておりますが、今回初めて消費者庁が主催される検討会に出席できますことを大変光栄に存じております。

OTC医薬品協会は、サプリメント等については大いに前向きに対応したいというのが基本的な考え方です。すなわち、アベノミクスでも言われておりますように、健康寿命の延伸策の一つとして予防、未病等の健康管理の充実が大きなテーマになっております。そういった観点からも、まさにサプリメント等は、生活者が望まれていることでありますので、こういった領域でお手伝いできることは、大変有意義だと思っております。

皆様方が言うておられるとおり、現代では、人、金、物、情報、サービスがグローバルに展開しております、生活者は、まさに世界市場の王様になったと感じています。今までは、「お客様は神様です」と言われてきましたが、今や一国の障壁を破って、世界中からの最新情報に基づき、最新商品をデリバリーサービス等を使って取り寄せることができるようになりました。生活者の決定権が非常に強くなっていることだと思っております。政治も経済等も全てにそうだと思っております。そういった視点から、生活者の望むものに対して、どの様にお手伝いできるかということ、メーカーも小売も最優先で考えなければいけない時代になったということでもあります。

アベノミクスでも、規制緩和によって産業を興そうということではありますが、その大前提は、生活者視点に立ってどれだけ奉仕できるかが重要だと思っております。それでは、生活者は何を望んでいるかということ、なんといたっても安全性と品質だと思っております。それに対応することが生活者の信頼を得ることにつながると思っております。信頼というものは、商品を提供するメーカーや販売者などのサプライヤーサイドが与えるものではなくて、生活者が感じるものであります。つまり、サプライヤーサイドは、どの様にすれば、生活者からの信頼を得ることができるのかを常に考えることが、重要だと思っております。

そういった意味で、安全性、品質で生活者に信頼を得るために欠かせないことは、GMP等を活用した原料管理や製造管理を行う事であり、さらには商品が体内でどの様に代謝されるか、すなわち、体内動態も重要です。

サプリメントでは、錠剤が溶けるまでの時間（崩壊性）や血液に入る量（吸収性）が、メーカー間で大きな差があります。そういうことについての正しい情報を生活者は知り、理解した上で、お買い上げになることが大切だと思っております。

サプリメント等について考える際に、重要な切り口が2つあると思っております。

1つはソフトウェアです。商品を製造販売するだけではなくて、それを使われる生活者

が、どういうライフステージ、要するに、お子さんから10代、青春時代、中年、老人、と生活者自身の身体の生理が大きく変化していくわけでありまして、それぞれの時期にあった生理、栄養、運動、休養などの必要な情報を網羅して提供できるようにすべきではないかと思っております。

個別の専門情報については文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省等でそれぞれ管轄しておられると思いますが、生活者視点に立っての必要な情報が一体化されて提供されていないと思うわけです。それこそ、内閣府なり、消費者庁のもとに、省庁を跨いだプロジェクトを設定して、生活者のライフステージが移っていく段階ごとに幅広い視点で捉えたソフトウェアが必要だと思っております。

もう1つは「科学性」の定義です。科学性、つまりエビデンスというのは、非常に便利な言葉ですが、裏を返せば玉虫色だということです。厚生労働省の領域でも様々な科学性があります。例えば、ノーベル賞を受賞したiPS細胞研究等の基礎研究では、新しい理論を考え出して、それに対する再現性を求められます。医療用医薬品の新薬開発においては、基礎研究のみならず、臨床研究による疫学的な証明を求められています。さらには、機能性表示食品においても、科学性やエビデンスという言葉が使われているのです。

基礎医学や新薬領域で使われている科学性と、OTC医薬品や機能性表示食品で使われている科学性という言葉の意味は違うと思います。それらの違いを広く皆さんが理解して、それに対応していかなければいけないのではないかと思います。

それから、世の中に出た商品、サプリメントについては、送り手だけではなくて、それを生活者視点でもチェックする民間機能が必要だと思います。

昔、消費者センター等では品質をよくチェックしておられました。チェック機関は民間の方が良いと思うのですが、いろんな視点からの判断材料を、生活者へ提供し続けていくことが重要ではないかと思っております。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

最後になって申しわけございません。赤松委員、どうぞ。

○赤松委員 お茶の水女子大学の赤松と申します。よろしく申し上げます。

私は、今、管理栄養士の養成に携わっておりまして、私自身も管理栄養士です。

大学での科目は、栄養教育に関する科目を担当していますが、実際の研究領域では、栄養素の成分そのものを研究しているわけではなく、人の行動、食行動を研究しています。どうしてその人がそのものを選ぶのだろうかということに関心を持って、研究を進めております。

食物選択において、情報は大きな影響力を持っています。それは食品に載っている情報だけではなく、ウェブサイト、広告、全て含まれます。情報は、情報を読み取るだけ、すなわち、消費者だけが勉強すればいいわけではなく、情報を提供する側、また、それをサポートする専門家の皆さんも勉強しなければいけないと思っております。消費者教育だけ

ではなく、全ての人の教育に関して、お役に立てればと思っております。

この検討会で、よりよい制度になるように、期待しております。どうぞよろしくお願い致します。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

ただいま多くの委員から、それぞれの立場における問題点、また、厳しい御意見も大分ありました。これはある程度施行されて、動いていることもありますので、実態をごらんになって、こういう問題があるということが、幾つか出てきたと思います。私どもが検討会のときから、危惧していたようなことも起こってきていることは、確かなので、そのところをこれから解決しながら、しかし、そうは言いますが、積み残された問題は解決していかなければいけないと思いますので、そういったこともしながら、やっていきたいと思っております。

ただいま皆様から御意見をいただいた件に関しまして、消費者庁からどうでしょうか。何か御意見はございますか。赤崎課長、どうぞ。

○赤崎食品表示企画課長 一言、述べさせていただきます。

まず貴重な御意見をいただきまして、委員の皆様方、ありがとうございました。

今、いただいた意見も踏まえて、追って、消費者庁で論点を整理いたしまして、改めて皆様方にお諮りをして、御議論をいただきたいと思いますと思っております。

議事次第を見ますと、この後、今後の検討事項等及び進め方というセッションもございますので、またそこでも御意見をいただければと思っております。

会議の進行等に係る御意見もいろいろ出ました。我々は、基本この2つのテーマに焦点を当てて、議論をしたいと思っておりますが、今後の進行につきましては、座長ともよく相談をさせていただいて、進めていきたいと思っております。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日いただきました御意見につきましては、消費者庁で、運用改善ということで、ガイドラインの修正等、適宜行っていただくようお願いしたいと思っております。ただ、制度自体の見直しについては、別途、検討が必要になってくると思いますので、そのような事項に関しましては、本検討会で扱うかどうか等を含めて、消費者庁、事務局とまた御相談したいと思っております。

それでは、続きまして、検討会の今後の検討事項等及び進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、お手元の資料3に沿って、簡潔に御説明をさせていただきます。

2ページをお開きいただければと思います。消費者基本計画の抜粋がございます。

これは2つ書いております。新たに施行される機能性表示食品制度については、施行状況の把握を行い、必要に応じて、制度の見直しを行う。必要に応じてとございます。それとは別に、残された検討課題についても、施行後、速やかに検討に着手ということで、今

回、2つ目の計画の内容に即して、検討会を立ち上げたということでございます。

我々としては、2点、残された検討課題があると理解をしております。それはその下でございます。御説明は省略いたします。

3ページは、消費者基本計画における制度の記載の概要でございます。

左に背景がございます。昨年4月より、この法律が施行され、制度もスタートをいたしました。国の制度として、3つの機能性を表示する制度が始まったということでございます。

右下に工程表がございます。今の消費者基本計画は、5年を1タームで考えております。平成27年度からこの計画は始まっておりますが、まず残された検討課題について、速やかに検討に着手します。これを優先し、施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを行う、それがその後のステージだと書いております。

制度の普及・啓発については、大事なことでございます。継続的に行うということでございます。

4ページが、具体の検討内容でございます。2つあるということでございます。

5ページでございます。機能性関与成分に関する規定ということで、これは食品表示基準、内閣府令と位置づけてございます。

その規定ぶりでございます。2条の定義で、機能性表示食品についての整理をしております。

アンダーラインをつけておりますが、機能性関与成分によって、健康の維持・増進に資する特定の保健の目的が期待できる。機能関与成分というものがまず明確化され、保健の目的が期待できるということで、定性的・定量的にメカニズムが明らかになるのが前提ということでございます。

同様のことは、表示事項の中でも、科学的根拠を有する機能性関与成分と書いています。科学的根拠がなければ、ここには該当しないということでございます。

表示禁止事項というものが、別途ございます。先ほども御説明しましたが、別表第9の第1欄に掲げる栄養成分の機能を示す用語です。これは今の制度では表示ができません。

具体的に別表第9の第1欄に書いてあるものということで、下に書いてございます。これが食事摂取基準で整理をしておる成分ということでございます。

6ページでございます。ガイドラインでどのような規定をしておるのか、整理をしております。

機能性関与成分とはということで、①です。表示しようとする機能性に係る作用機序について、in vitro試験、in vivo試験、または臨床試験より考察。その後、直接的または間接的な定量確認及び定性確認が可能、これが要件となっているということでございます。

時間の関係で、次にいかせていただきます。

7ページは、機能性関与成分の考え方ということで、具体的に例示ではございますが、定性確認、定量確認ができるものということで、整理をしたものでございます。

8ページになります。機能性関与成分に関する規定③でございますけれども、これにつ

きましては、表の右側に載っておるものにつきましては、今の機能性表示食品制度の表示の対象になるということでございます。

左側に、食事摂取基準に策定されておる栄養素を書いております。原則、これにつきましては、表示ができないとございますが、右側につきましては、左の栄養素との作用の違い等に鑑みて、対象成分となるという整理になっております。

9ページでございます。先ほども御説明しました、基本的な考え方です。安全性の確保、機能性表示を行うに当たっての必要な科学的な根拠で、それらについての適正な表示、消費者への情報提供です。これは基本的な考え方として、これまで及び今後とも妥当するものと考えてございます。

10ページでございます。検討スケジュールでございます。

本日、1月22日、第1回ということでございます。

次回、第2回につきましては、具体的な論点の整理を事務局でしまして、たたき台の資料をお出しして、御議論いただきたいと思っております。

第3回目は、ヒアリングという形で、いろんな御意見をいただきます。

第4回以降につきましては、2つのテーマがございますので、それを交互に議論し、深めて、最終的な報告の取りまとめに向けて、対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がございましたとおり、本格的な議論というのは、次回、第2回目以降の論点整理からになりますけれども、検討事項並びに進め方について、委員の先生方から、特段の質問、意見等がございましたら、いただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○合田委員 今、見せていただいて、ヒアリングというのは、どういうものですか。論点を整理して、各委員がそこで意見を言う、そういうことなのですか。第3回のヒアリングというのは、よくわかりません。

○寺本座長 どうですか。

○赤崎食品表示企画課長 ヒアリングの進め方でございます。

第2回で検討の対象を絞って、具体的な論点という形で提示をした上で、それぞれの論点について、専門的な観点から御意見をいただければと思っております。

具体的なヒアリングの進め方につきましては、座長と相談の上、改めてお示しをしたいと考えてございます。

○寺本座長 ほかにいかがでございましょうか。

先ほど来、現状として、幾つかの問題点も出てきているわけですが、今回の議論というのは、基本的に栄養成分、残された課題ということで、2つに絞られているわけでありませぬ。1年たって、3月には消費者からの御意見等々も収集されると、先ほど伺ったのです

けれども、そういったことも踏まえながらだとすると、もう少しいろんなものがあった方がいいと思うのですが、この辺については、いかがでございますか。何か御意見はございませんか。

どうぞ。

○宗像委員 先ほどの先生方からのお話を受けまして、非常に参考になる話が多かったわけでありませぬけれども、その中で、後ほどで結構なのですが、お教えいただきたいのは、澤木先生から、健康食品の584件の問題があるというお話がございました。これは、機能性表示食品の部分では、どのくらいあるかということの調査の場合、つまりそうは言っても、前回の先生方のいろいろな御議論の末に、今までの野放し状態から、安全性も高まったであろうと思いますし、機能性の部分は、景品表示法もありますし、健増法もありますから、それ中で、過度な宣伝も差し控えるような形で、指導もされておりますので、そういう意味では、現実にも高まってきているのではないかと思います。ですから、そういったことと切り分けて、それでもこれだけ起こっているということがあるようであれば、今回ではありませんが、次回もしそういうことがあるようであれば、お教えいただきたい。

もう一つ、河野先生のお話の中でも、消費者はこういう意見があるという話がありました。うちのかみさんも、消費者の1人なのです。いい制度になった、前よりわかるようになってきたと言っていました。うちのかみさんは消費者ではないのかということ、消費者なわけです。ですから、こういう発言するときは、誰に、どこで、どういう調査で、どういうものだったのかということ、またお示しいただきたいと思います。

○寺本座長 その辺のところは、また整理していただいて、御議論いただければよろしいかと思います。

ほかにございますか。どうぞ。

○合田委員 言葉の問題で、気になっていたことがあるのですが、内閣府令で、機能性表示食品について、機能性関与成分によって、健康の維持及び増進を資する特定の保健の目的が期待できるというぐあいに、ここに書いてあります。機能性関与成分ということをごここで明確に言っていることにかかわらず、機能性関与成分がわからないものについて、どうするかという議論になります。法的な問題は、その後、そこを変えるとか、そういうことを考えていらっしゃるということによろしいのですか。そういう議論が進んだ場合にはということですか。

○赤崎食品表示企画課長 先生のおっしゃるとおりでございます。仮に見直しとなれば、この内閣府令の改正が必要になるものと考えております。

○合田委員 わかりました。ありがとうございます。

そういう言葉の議論もあり得るという話なわけですね。

○赤崎食品表示企画課長 定義の議論も射程には入っております。ただ、現段階、実態的にそういうふうに見直すことがいかにどうかにつきましても、あわせて御議論いただければということでございます。

○寺本座長 これは全くわかっていないという意味ではなくて、明確でないものと捉えていいのですね。

○清野課長補佐 検討会報告書では、「明確ではないもの」となっていますので、わかっていないというよりは、明確になっていないという形です。

○寺本座長 言葉のあやみたいなもので、申しわけないです。

ほかはよろしいですか。どうぞ。

○吉田委員 栄養成分の取り扱いなのですが、非常に種類も多くて、恐らくいろんな性質のものがございますので、これを全部まとめて普通に取り上げるということではなくて、途中からは個別に、この中では、まず絶対だめだろうというものもありますし、考えようによっては、機能性表示食品のほうに入れてもいいのではないかというものも出てくるとい、そういう成分ごとの峻別みたいな作業が、どこかで必要になると感じておるのですが、そういったことはされるのでしょうか。

○寺本座長 いかがでしょうか。

○清野課長補佐 論点の整理の中で、どのように栄養成分を考えていくか、機能性表示食品制度の中にもし入れていくとすれば、どういったものが適切なのか、あるいは適切でないのかというところを御議論いただく論点となってくると考えておりますので、一つ一つの成分をどういうふうと考えていくかというところが、まず論点となってくると考えております。

○寺本座長 次回の論点整理のところ、その辺のところも、触れておかれたらと思います。

赤松委員、どうぞ。

○赤松委員 今の御質問に近いと思いますが、栄養成分の取り扱いを議論すると、栄養機能食品との兼ね合いも絡んでくると思います。今回は機能性表示食品だけに焦点を当てるのか、それとも、栄養機能食品のことも考えているのかということをお聞きしたいです。

○赤崎食品表示企画課長 ただいまの御質問でございます。直接的には、機能性表示食品制度を対象にした検討でございますが、その結果、今、委員が言われたように、ほかの制度にもかかわりが出てくるとなれば、その限りで、その点につきましても、検討せざるを得ないものと考えております。

○寺本座長 どうぞ。

○森田委員 例えばビタミンとか、ミネラルの栄養成分の取り扱いであれば、栄養機能食品とか、ほかの健康食品の制度、消費者の認知とか、そういうことも含めて、第4回以降のヒアリングの中に入れていくことになるわけですね。

○赤崎食品表示企画課長 委員の皆様方の御議論によりけりではございますけれども、繰り返しになります。機能性表示食品制度を直接の対象とした検討になりますが、それ以外の制度とあわせて考えざるを得ないとなれば、そのような切り口で、御検討が行われると考えており、第4回以降の具体的な検討の中では、まさにそのような進め方になる可能性

もあると考えております。

○森田委員 わかりました。

その一方で、先ほど現状の制度の見直しということで、きょう、幾つか出ましたけれども、例えば情報開示の期間ですとか、ほかにもいろいろな問題点があると思っております。そういう問題点も、例えば次回一旦論点整理をしていただいて、そういう問題が全部、その後のもの、信頼度なども含めて、後の議論の運用状況にかかわってくると思っておりますので、そこを一旦整理していただいて、随時入れていただくような、進め方をさせていただければと思います。

○寺本座長 そこら辺は、私もちょっと気になっていて、今回はこの2つですというわけではないのだろうと思うので、基本的には、制度全体にかかわる問題があるので、そういったものを整理しないで、これだけを議論するということは、恐らくできません。

先ほどもお話がございましたように、機能性表示食品の一番のポイントは、情報が国民に開示されて、そういう情報のもとに、消費者がこれを利用することが、大きなポイントだろうと思っていたわけですが、ただ、消費者から、わかりにくいとか、実際には拡大しなければ読めないとか、そういう話になってくると、その情報開示の問題とか、そういったものも問題にしておかなければいけなくて、いわゆる機能性表示食品の根幹のところの問題もありますので、そういった議論も一緒におかないと、今回、新たなものを加えていったら、もっとそれが複雑になっていく可能性もあるので、それはどこかでしておかないといけないし、場合によっては、ベースのところとして、常にしていくことを考えてもいいのではないかと思うので、これは消費者庁とまた相談させていただきたいと思っております。

どうぞ。

○迫委員 まさに、今、座長にお示しいただいた方向性についてでございます。情報開示ですが、情報が適切かどうかというところを、消費者が判断するときに、先ほども申し上げましたけれども、企業の届出の制度であるということと対比する形で、監視指導体制がきちんとあるということが示されなければ、信頼がされない制度になってしまう。その部分がまだ議論が不十分なのか、形がつくられていないのではないかと。そういうことからすると、論点の中にきちっと入れていただく必要があると思っております。

○寺本座長 どうぞ。

○山本委員 栄養機能食品の話に戻ってしまうのですが、今回のことが、今、あるような栄養機能食品での規格基準型のものだけではなくて、新たな機能性が出たときに、そういうものをつけ加えていくという理解でいたのですが、例えばそれを今回の制度に入れたときに、もともと栄養機能食品で対象とされるような年齢が、たしか18歳以上だったかと思っております。そうなってくると、今、こちらの制度は、未成年は除くとなっておりますけれども、そういったところのずれといったところについても、調整をするということでもよろしいでしょうか。

○寺本座長 どうぞ。

○赤崎食品表示企画課長 今、御指摘いただいた点についても、事務局でよく考えた上で、座長とも相談をしつつ、対応させていただければと思っております。

○寺本座長 ほかによろしゅうございますか。

今回は初めてですので、御意見として出していただいたものを一回整理していただいた上で、次回以降の議論の中で、しっかりとやっていきたいと思えます。

特に4回目以降というのは、各論に入ってまいりますので、それまでに根幹的なお話を先生方からお伺いしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

よろしゅうございますか。どうぞ。

○梅垣座長代理 前から思っていることなのですけれども、規制緩和というのは、悪いわけではないのです。ただし、規制緩和をして何が起こるかということを想定して、その対応策をとっておかないと、事故が起こってからでは遅い。今、迫委員が言われたことが、まさにチェック機能になっているのです。現状では、恐らくチェックはできていないと認識しています。

そういう意味では、いろんところで規制緩和が起こっているのですけれども、緩和したことによって、どういう問題が起こって、消費者、国民にどういう不利益があるかということなどを常に認識しながら、こういう議論をしていかないと、せっかくつくった制度がだめになってしまうと思えます。

ちなみに、私のところで、国民生活センターのPIO-NETから集まっている情報を分析したところ、9割以上が高いものを買わされたから、返品したいという内容でした。健康被害というのは、実際のところ、そんなに多くはありません。消費者の人から、高いものを買わされたから苦情がでるといのは、理解しないで購入したからです。そういう不満、苦情が出てくるのです。機能性表示食品がそういうものにならないように考えていくことは、非常に重要だと思えます。

○寺本座長 非常に重要なポイントだと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆様の御意見は大体お伺いできたかと思えますので、きょうのところは、この辺で、そろそろ終わりにしたいと思えます。

次回は、先ほどお話がございました、スケジュール案に沿って、検討事項の検討を行いたいと思えます。

事務局から連絡事項等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○赤崎食品表示企画課長 それでは、次回の日程につきまして、御連絡をいたします。

次回は、2月16日火曜日の午後に開催を予定しております。会場につきましては、追って御連絡します。

以上です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様、どうもありがとうございました。

